

令和7年度 司法書士による無料相談会

法律や相続登記、成年後見等に関する御相談に、司法書士がお答えします。
相談会場によって、日時が異なりますので、御注意ください。

北区役所		
日程	令和7年5月8日(木)	令和7年11月13日(木)
	令和7年7月10日(木)	令和8年1月8日(木)
	令和7年9月11日(木)	令和8年3月12日(木)
時間	13:30～15:30	
予約	有(予約優先)	

下京区役所		
日程	令和7年5月2日(金)	令和7年11月7日(金)
	令和7年7月4日(金)	令和8年1月9日(金)
	令和7年9月5日(金)	令和8年3月6日(金)
時間	13:15～15:45	
予約	有(予約優先)	

上京区役所		
日程	令和7年4月3日(木)	令和7年10月2日(木)
	令和7年5月1日(木)	令和7年11月6日(木)
	令和7年6月5日(木)	令和7年12月4日(木)
	令和7年7月3日(木)	令和8年1月8日(木)
	令和7年8月7日(木)	令和8年2月5日(木)
	令和7年9月4日(木)	令和8年3月5日(木)
時間	13:30～16:30	
予約	有(予約優先)	

南区役所		
日程	令和7年5月15日(木)	令和7年11月20日(木)
	令和7年7月17日(木)	令和8年1月15日(木)
	令和7年9月18日(木)	令和8年3月19日(木)
時間	13:15～15:45	
予約	有(予約優先)	

左京区役所		
日程	令和7年4月1日(火)	令和7年10月7日(火)
	令和7年5月8日(木)	令和7年11月4日(火)
	令和7年6月3日(火)	令和7年12月2日(火)
	令和7年7月1日(火)	令和8年1月6日(火)
	令和7年8月5日(火)	令和8年2月3日(火)
時間	13:30～16:30	
予約	有(予約優先)	

右京区役所		
日程	令和7年5月13日(火)	令和7年11月11日(火)
	令和7年7月8日(火)	令和8年1月13日(火)
	令和7年9月9日(火)	令和8年3月10日(火)
時間	13:30～16:30	
予約	有(予約優先)	

中京区役所		
日程	令和7年5月15日(木)	令和7年11月20日(木)
	令和7年7月17日(木)	令和8年1月15日(木)
	令和7年9月18日(木)	令和8年3月19日(木)
時間	9:30～11:30	
予約	有(予約優先)	

西京区役所		
日程	令和7年4月28日(月)	令和7年10月27日(月)
	令和7年6月23日(月)	令和7年12月22日(月)
	令和7年8月25日(月)	
時間	13:30～16:30	
予約	有(予約優先)	

東山区役所		
日程	令和7年4月18日(金)	令和7年10月17日(金)
	令和7年6月20日(金)	令和7年12月19日(金)
	令和7年8月15日(金)	令和8年2月20日(金)
時間	13:30～15:30	
予約	有(予約優先)	

伏見区役所		
日程	令和7年4月10日(木)	令和7年10月9日(木)
	令和7年6月12日(木)	令和7年12月11日(木)
	令和7年8月14日(木)	令和8年2月12日(木)
時間	13:15～15:45	
予約	有(予約優先)	

山科区役所		
日程	令和7年4月8日(火)	令和7年10月14日(火)
	令和7年5月13日(火)	令和7年11月11日(火)
	令和7年6月10日(火)	令和7年12月9日(火)
	令和7年7月8日(火)	令和8年1月13日(火)
	令和7年8月12日(火)	令和8年3月10日(火)
	令和7年9月9日(火)	
時間	13:30～15:30	
予約	無	

伏見区役所深草支所		
日程	令和7年4月8日(火)	令和7年10月14日(火)
	令和7年6月10日(火)	令和7年12月9日(火)
	令和7年8月12日(火)	令和8年2月10日(火)
時間	13:15～15:45	
予約	有(予約優先)	

伏見区役所醍醐支所		
日程	令和7年4月3日(木)	令和7年10月2日(木)
	令和7年6月5日(木)	令和7年12月4日(木)
	令和7年8月7日(木)	令和8年2月5日(木)
時間	13:15～15:45	
予約	有(予約優先)	

予約先

【インターネット予約】 <https://consult.siho-syosi.jp/>
京都司法書士会 相談会予約ページより御予約ください。
【電話予約】

御予約は
こちらから！



京都司法書士会事務局（電話 075-255-2566）

予約受付時間は、(平日) 午前9時～午後5時、(土曜日) 午前9時～正午

※ どちらも相談会開催日1か月前から予約受付開始

問合せ

京都市消費生活総合センター（電話 075-366-2250）



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等

